



令和元年11月1日	
所 属	住宅管理担当
所属長	長江 和仁
電 話	06-6489-6636

令和元年度第2回市営住宅の入居者募集について

1 募集方法 団地単位・タイプ別による募集

2 募集期間 11月5日～18日

3 募集内容 146戸

(1) 一般向住宅	118戸	ア 公営系住宅(従前居住者用住宅2戸を含む)	114戸
		イ 改良系住宅	4戸
(2) 特定目的住宅	22戸	ア 心身障害者向住宅	2戸
		イ シルバーハウジング	14戸
		ウ 車いす世帯向住宅	3戸
		エ 多子世帯向住宅	1戸
		オ 高齢者向住宅	2戸
(3) 特別募集住宅	6戸	公営住宅	6戸

4 申込方法等

郵送による申込受付(11/18までの消印で11/20必着分まで受け付け)、尼崎市営住宅南部管理センターにて、募集事務を執り行う。

5 入居申込案内書配布場所

市役所市民相談担当(夜間・休日は警備室)、各地域振興センター、阪神尼崎サービスセンター、阪急塚口サービスセンター、JR尼崎サービスセンター、各生涯学習プラザ、園田東会館、各地域総合センター、南部保健福祉センター、尼崎市営住宅管理センター(南・北)(全29ヵ所)

6 広報活動 (1) 「市報あまがさき」11月号に掲載

(2) 市ホームページによる広報

7 優先措置

(1) 2割優先(3戸以上募集住宅のうち募集戸数の2割を優先する)

高齢者、心身障害者、ハンセン病療養所入所者等、DV被害者等

(2) 3割優先(2戸以上募集住宅のうち募集戸数の3割を優先する)

ア 母子・父子・若年世帯(高齢化率が高い住宅を対象に、3割優先を行う)

イ 多数回落選者(連続して2回以上落選した世帯を対象に、3割優先を行う)

多数回落選優先の対象は「直近 3 年以内に連続して 2 回以上落選している世帯」とする。

なお、令和元年度第 2 回募集においては、平成 28 年度第 2 回から令和元年度第 1 回の直近 6 回の募集を対象とする。

8 あっせん取組み

募集割れ対策として、募集割れ住宅が出た場合、落選者と仮補欠者のうち、あっせん希望者に対し、抽せん会においてあっせん順位をつけ、あっせんを行う。

9 暴力団員の排除

入居申込案内書に「尼崎市営住宅の設置及び管理に関する条例第 6 条第 5 号に基づき、暴力団員である者（同居者を含む）は、申込みできません。」と明記する。

10 抽せん予定日 12 月 2 日

11 入居者選考委員会開催予定日 1 月 21 日

12 入居予定日 2 月 7 日から順次入居

13 常時募集住宅

- | | |
|--|------|
| (1) 店舗(戸ノ内浜西改良住宅(3 戸)・戸ノ内浜東改良住宅(2)(5 戸)) | 8 戸 |
| (2) 時友長ノ手 2 号棟(特定公共賃貸住宅) | 10 戸 |
| (3) 尼崎市立尼崎稲葉荘団地 | 9 戸 |

以 上